

事 務 連 絡
平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日

各 認可外保育施設設置者 様

松原市福祉部福祉指導課

保育所及び認可外保育施設において発生した死亡事故等に係る報告の
範囲について

日頃から、本市保育行政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。
さて、標記につきまして、次に該当する事案が発生した場合は事故報告
をおこなっていただく必要がありますので、ご確認いただきますようお願い
いたします。

1. 死亡事故

保育中に発生した死亡事案が報告対象であり、「睡眠中」「病死」
「原因不明」といった理由を問わず報告すること。

2. 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等

保育中に発生した負傷等の事案のうち、治療に要する期間が30日
以上の重篤な事故について報告すること。

(参考：厚生労働省HP 平成25年12月11日厚生労働省公表資料
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000031841.html>)

【問い合わせ先】

松原市 福祉部 福祉指導課

電話番号 072-334-1550

FAX番号 072-334-7870

メールアドレス

sidou@city.matsubara.osaka.jp